

平成26年8月5日

建設業労働災害防止協会専務理事
一般社団法人日本建設業連合会会長
一般社団法人全国建設業協会会長
建設労務安全研究会理事長
全国建設労働組合総連合中央執行委員長
一般社団法人住宅生産団体連合会会長
一般社団法人建設産業専門団体連合会会長

殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

建設業における労働災害防止対策の徹底について

平成26年8月5日付け基安安発0805第1号「労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請について」により労働災害防止に向けた取組の強化を要請したところですが、建設業に対する緊急要請内容の詳細は下記のとおりですので、取組方よろしくお願いします。

記

1 建設業における労働災害発生状況

建設業における労働災害の発生状況は、死亡災害は長期的に減少を続け、平成25年には、貴協会をはじめとする関係各位の御尽力の結果、平成23年と並び過去最少の342人となりました。一方で、休業4日以上の死傷災害は、平成22年までは長期的に減少したものの、その後は3年連続して増加している状況にあります。

さらに、平成26年の労働災害の発生状況を見ますと、1月～6月末までの速報値では、休業4日以上の死傷災害は、6,922人と前年同期の6,653人と比較して269人（+4.0%）の増加となっており、死亡災害は、159人と前年同期の124人と比較して35人（+28.2%）の大幅な増加となっております。

労働災害の内訳を見ますと、休業4日以上の死傷災害では、「墜落・転落」が2,461人で、117人（+5.0%）増加しており、起因物は屋根等、足場等が多くなっています。また、「はさまれ・巻き込まれ」が825人で、60人（+7.8%）増加しており、起因物は建設機械、動力運搬機（トラックなど）が多くなっています。

死亡災害では、「墜落・転落」が78人で、17人（+27.9%）増加しており、起因物は屋根等、足場、建築物等が多くなっています。また、「はさまれ・巻き込まれ」が24人で、16人（+200.0%）増加しており、起因物は建設機械や高所作業車が6割近くを占めています。

2 建設業を取り巻く環境

建設業を取り巻く環境としては、平成24年から増加に転じた建設投資額が引き続き増加基調にあり、未消化工事高が対前年比で増加していること、鉄筋工や型枠工などの建設技能労働者の需給状況がひっ迫していること等の状況にあります。また、建設工事量の増大、技能労働者や現場管理者の不足等によって人材の質の維持や現場管理に支障を来し、個々の労働災害防止措置が十分に徹底されていないのではないかということも懸念されていますが、これらがそのまま労働災害の増加につながることは避けなければなりません。

3 建設業における労働災害防止対策の徹底

上記の1及び2を踏まえて、災害発生、現場管理等の実態に即して「墜落・転落」及び「はさまれ・巻き込まれ」災害の防止並びに暑熱期における熱中症予防について、以下の事項を重点とした点検・対策を徹底してください。

なお、点検・対策の実施に係る周知啓発用パンフレットを送付しますので、全国建設業労働災害防止大会での配布等及び支部におけるパトロール等の実施に留意してください。

- (1) 高さ2メートル以上の箇所での作業時における、足場等の作業床の設置及び墜落防止用の囲い、手すり等の設置の徹底
- (2) 作業床を設けることが困難な場合における、安全帯を安全に取り付けるための設備の設置及び安全帯（ハーネス型安全帯）の使用の徹底
- (3) はしご使用時における、上部及び脚部の固定等による転移防止措置の徹底及び昇降時の親綱又は安全ブロックの使用による安全帯（ハーネス型安全帯）の使用の徹底
- (4) 建設機械等（高所作業車などを含む。）に接触するおそれのある場所への立入禁止又は誘導者の配置による誘導の徹底
- (5) 熱中症の予防のため、暑さ指数（WBGT値）を把握し、適切な休憩時間の確保等への活用、水分・塩分の摂取や不調者がいないかの確認などの対策の徹底

建設業の労働災害が増加中！

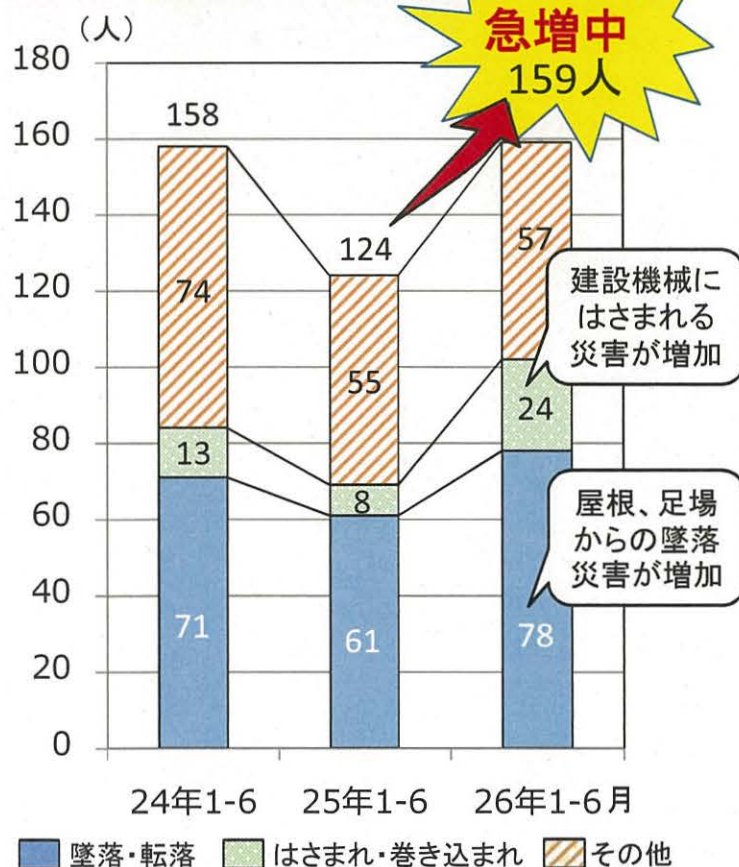
⚠ STOP 労働災害

墜落・転落や、はさまれ・巻き込まれによる労働災害が増えています。点検・対策の徹底・安全衛生教育に取り組んでください。

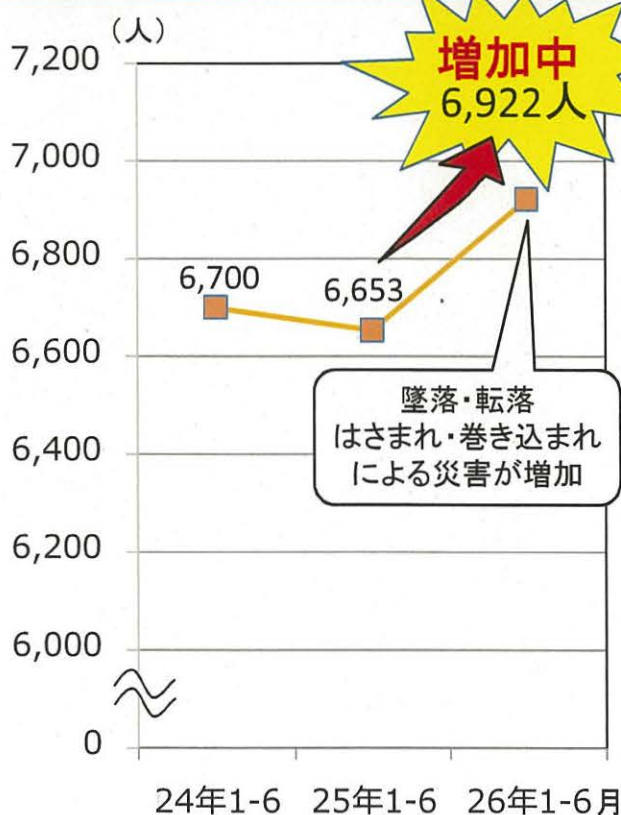
労働災害増加の背景には、技能労働者や現場管理者の不足などがあるのではと懸念されています。こうした観点も踏まえ、現在実施している労働災害防止措置が十分か点検し、個々の労働災害防止措置の徹底に加えて、職長や作業者に対する安全衛生教育を実施してください。

◆労働災害発生状況

死亡災害



休業4日以上の死傷災害



建設業における「墜落・転落」や「巻き込まれ」などの災害防止・熱中症予防チェックリスト

- ・現場で下記の項目を確認してください。
- ・「いいえ」の項目があった場合は、改善例を参考に現場にあった対策を実施しましょう。

1. 墜落・転落災害防止対策を進めましょう。	はい	いいえ	改善例
① 作業床を設けていますか。			→ 足場、高所作業車などにより十分な広さの作業床を設けましょう。
② 作業床に、手すりは付いていますか。			→ 作業床から高さ85cm以上の位置に手すりを設けましょう。
③ 下さんはついていますか。			→ 作業床から高さ15cm以上40cm以下の位置に下さんを設けましょう。
④ 手すりなどをはずした場合の原状復帰を、その都度行っていますか。			→ はずした手すりなどの原状復帰は必ず行いましょう。
⑤ 工具や部材が落ちないようにしていますか。			→ 高さ10cm以上の幅木、防網などを設けましょう。
⑥ 作業床が困難な場合は、安全帯を使用していますか。			→ 親綱または安全ブロックを設け、ハーネス型安全帯を使用しましょう。
⑦ これまでは足場を設置して行っていた作業を経費節減などのため、安易に安全帯による作業にしていますか。			→ 原則として、足場などを設置して、作業床を設けましょう。
⑧ 開口部などには、囲いなどを設けていますか。			→ 墜落防止用の囲い、手すりなどを設けましょう。
⑨ 囲いなどの設置が困難な場合は、防網などを張っていますか。			→ 囲いなどの設置が困難な場合は、防網などを張りましょう。
⑩ これまでは防網などを張って行っていた作業を経費節減などのため、防網を張らずに行っていますか。			→ 墜落防止用の防網などを張りましょう。
⑪ はしごの上部と下部を固定していますか。			→ ロープなどで、はしごの上部と下部を工作物に固定しましょう。
⑫ はしごの上り下りは安全帯を使用していますか。			→ 親綱または安全ブロックを設け、ハーネス型安全帯を使用しましょう。
⑬ 脚立には開き止め金具が付いていますか。			→ 脚と踏み面の角度を保つ、開き止め金具が付いているものを使用しましょう。
⑭ 脚立には十分な広さの踏み面がありますか。			→ 作業を安全に行うために必要な面積の踏み面があるものを使用しましょう。
⑮ 脚立の支柱の下端には滑り止めがありますか。			→ 滑り止めを設けて転移を防止しましょう。
⑯ 不安全行動を見かけたとき、すぐに注意をしていますか。			→ 不安全行動は災害につながりやすいので、すぐに注意して改善させましょう。

2. 車両系建設機械などによる災害防止対策を進めましょう。	はい	いいえ	改善例
① 周りで作業している作業者に連絡していますか。			→ 作業計画を立て、事前に関係者に連絡しましょう。
② 立入禁止措置はできていますか。			→ 建設機械などに接触するおそれのある場所への立入禁止を徹底しましょう。
③ 不十分な立入禁止で車両系建設機械などの近くで作業していませんか。			→ 立入禁止を徹底しましょう。
④ 立入禁止を十分認識せずに、安易に立ち入っていませんか。			→ 立入禁止を徹底しましょう。
⑤ 立入禁止に替えて誘導者を配置し機械を誘導していますか。			→ 誘導者の配置を的確に行いましょう。
⑥ これまで誘導員を配置していたものを、配置せずに実施していませんか。			→ 誘導者の配置を的確に行いましょう。
⑦ 不安全行動を見かけたとき、すぐに注意をしていますか。			→ 不安全行動は災害につながりやすいので、すぐに注意して改善させましょう。

3. 熱中症予防対策を進めましょう。	はい	いいえ	改善例
① 暑さ指数（WBGT値）を把握していますか。			→ 暑さ指数を把握し、休憩をとるなどの対策を進めましょう。
② 水分・塩分の摂取や不調者がいないか確認していますか。			→ 水分・塩分を摂取するよう指導し、労働者の体調管理を行いましょう。

4. 安全衛生教育を徹底しましょう。	はい	いいえ	改善例
① 雇入れ時に新規参入者教育を実施していますか。			→ 教育を実施しましょう。 ※「建設業職長等指導力向上事業」を実施しています（厚生労働省委託事業）。 能力向上教育に準じた教育です。詳しくは、ホームページをご覧ください。 https://ks-sc.co.jp/leadership/
② 新規入場者教育を実施していますか。			
③ 職長教育を実施していますか。			
④ 建設従事者教育を実施していますか。			

平成26年8月5日

建設業労働災害防止協会専務理事 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部安全課長

建設業における労働災害防止対策の徹底について

平成26年8月5日付け基安安発0805第1号「労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請について」により労働災害防止に向けた取組の強化を要請したところですが、建設業に対する緊急要請内容の詳細は下記のとおりですので、取組方よろしくお願いします。

記

1 建設業における労働災害発生状況

建設業における労働災害の発生状況は、死亡災害は長期的に減少を続け、平成25年には、貴協会をはじめとする関係各位の御尽力の結果、平成23年と並び過去最少の342人となりました。一方で、休業4日以上之死傷災害は、平成22年までは長期的に減少したものの、その後は3年連続して増加している状況にあります。

さらに、平成26年の労働災害の発生状況を見ますと、1月～6月末までの速報値では、休業4日以上之死傷災害は、6,922人と前年同期の6,653人と比較して269人（+4.0%）の増加となっており、死亡災害は、159人と前年同期の124人と比較して35人（+28.2%）の大幅な増加となっております。

労働災害の内訳を見ますと、休業4日以上之死傷災害では、「墜落・転落」が2,461人で、117人（+5.0%）増加しており、起因物は屋根等、足場等が多くなっています。また、「はさまれ・巻き込まれ」が825人で、60人（+7.8%）増加しており、起因物は建設機械、動力運搬機（トラックなど）が多くなっています。

死亡災害では、「墜落・転落」が78人で、17人（+27.9%）増加しており、起因物は屋根等、足場、建築物等が多くなっています。また、「はさまれ・巻き込まれ」が24人で、16人（+200.0%）増加しており、起因物は建設機械や高所作業車が6割近くを占めています。

2 建設業を取り巻く環境

建設業を取り巻く環境としては、平成24年から増加に転じた建設投資額が引き続き増加基調にあり、未消化工事高が対前年比で増加していること、鉄筋工や型枠工などの建設技能労働者の需給状況がひっ迫していること等の状況にあります。また、建設工事量の増大、技能労働者や現場管理者の不足等によって人材の質の維持や現場管理に支障を来し、個々の労働災害防止措置が十分に徹底されていないのではないかとすることも懸念されていますが、これらがそのまま労働災害の増加につながることは避けなければなりません。

3 建設業における労働災害防止対策の徹底

上記の1及び2を踏まえて、災害発生、現場管理等の実態に即して「墜落・転落」及び「はさまれ・巻き込まれ」災害の防止並びに暑熱期における熱中症予防について、以下の事項を重点とした点検・対策を徹底してください。

なお、点検・対策の実施に係る周知啓発用パンフレットを送付しますので、全国建設業労働災害防止大会での配布等及び支部におけるパトロール等の実施に留意してください。

- (1) 高さ2メートル以上の箇所での作業時における、足場等の作業床の設置及び墜落防止用の囲い、手すり等の設置の徹底
- (2) 作業床を設けることが困難な場合における、安全帯を安全に取り付けるための設備の設置及び安全帯（ハーネス型安全帯）の使用の徹底
- (3) はしご使用時における、上部及び脚部の固定等による転移防止措置の徹底及び昇降時の親綱又は安全ブロックの使用による安全帯（ハーネス型安全帯）の使用の徹底
- (4) 建設機械等（高所作業車などを含む。）に接触するおそれのある場所への立入禁止又は誘導者の配置による誘導の徹底
- (5) 熱中症の予防のため、暑さ指数（WBGT値）を把握し、適切な休憩時間の確保等への活用、水分・塩分の摂取や不調者がいないかの確認などの対策の徹底

平成26年8月5日

一般社団法人全国建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部安全課長

建設業における労働災害防止対策の徹底について

平成26年8月5日付け基安安発0805第1号「労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請について」により労働災害防止に向けた取組の強化を要請したところですが、建設業に対する緊急要請内容の詳細は下記のとおりですので、取組方よろしくお願いします。

記

1 建設業における労働災害発生状況

建設業における労働災害の発生状況は、死亡災害は長期的に減少を続け、平成25年には、貴協会をはじめとする関係各位の御尽力の結果、平成23年と並び過去最少の342人となりました。一方で、休業4日以上之死傷災害は、平成22年までは長期的に減少したものの、その後は3年連続して増加している状況にあります。

さらに、平成26年の労働災害の発生状況を見ますと、1月～6月末までの速報値では、休業4日以上之死傷災害は、6,922人と前年同期の6,653人と比較して269人（+4.0%）の増加となっており、死亡災害は、159人と前年同期の124人と比較して35人（+28.2%）の大幅な増加となっております。

労働災害の内訳を見ますと、休業4日以上之死傷災害では、「墜落・転落」が2,461人で、117人（+5.0%）増加しており、起因物は屋根等、足場等が多くなっています。また、「はさまれ・巻き込まれ」が825人で、60人（+7.8%）増加しており、起因物は建設機械、動力運搬機（トラックなど）が多くなっています。

死亡災害では、「墜落・転落」が78人で、17人（+27.9%）増加しており、起因物は屋根等、足場、建築物等が多くなっています。また、「はさまれ・巻き込まれ」が24人で、16人（+200.0%）増加しており、起因物は建設機械や高所作業車が6割近くを占めています。

2 建設業を取り巻く環境

建設業を取り巻く環境としては、平成24年から増加に転じた建設投資額が引き続き増加基調にあり、未消化工事高が対前年比で増加していること、鉄筋工や型枠工などの建設技能労働者の需給状況がひっ迫していること等の状況にあります。また、建設工事量の増大、技能労働者や現場管理者の不足等によって人材の質の維持や現場管理に支障を来し、個々の労働災害防止措置が十分に徹底されていないのではないかとということも懸念されていますが、これらがそのまま労働災害の増加につながることは避けなければなりません。

3 建設業における労働災害防止対策の徹底

上記の1及び2を踏まえて、災害発生、現場管理等の実態に即して「墜落・転落」及び「はさまれ・巻き込まれ」災害の防止並びに暑熱期における熱中症予防について、以下の事項を重点とした点検・対策を徹底及び会員各位への周知をお願いいたします。

- (1) 高さ2メートル以上の箇所での作業時における、足場等の作業床の設置及び墜落防止用の囲い、手すり等の設置の徹底
- (2) 作業床を設けることが困難な場合における、安全帯を安全に取り付けるための設備の設置及び安全帯（ハーネス型安全帯）の使用の徹底
- (3) はしご使用時における、上部及び脚部の固定等による転移防止措置の徹底及び昇降時の親綱又は安全ブロックの使用による安全帯（ハーネス型安全帯）の使用の徹底
- (4) 建設機械等（高所作業車などを含む。）に接触するおそれのある場所への立入禁止又は誘導者の配置による誘導の徹底
- (5) 熱中症の予防のため、暑さ指数（WBGT値）を把握し、適切な休憩時間の確保等への活用、水分・塩分の摂取や不調者がいないかの確認などの対策の徹底

平成26年8月5日

一般社団法人日本建設業連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

建設業における労働災害防止対策の徹底について

平成26年8月5日付け基安安発0805第1号「労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請について」により労働災害防止に向けた取組の強化を要請したところですが、建設業に対する緊急要請内容の詳細は下記のとおりですので、取組方よろしくお願いします。

記

1 建設業における労働災害発生状況

建設業における労働災害の発生状況は、死亡災害は長期的に減少を続け、平成25年には、貴連合会をはじめとする関係各位の御尽力の結果、平成23年と並び過去最少の342人となりました。一方で、休業4日以上の死傷災害は、平成22年までは長期的に減少したものの、その後は3年連続して増加している状況にあります。

さらに、平成26年の労働災害の発生状況を見ますと、1月～6月末までの速報値では、休業4日以上の死傷災害は、6,922人と前年同期の6,653人と比較して269人（+4.0%）の増加となっており、死亡災害は、159人と前年同期の124人と比較して35人（+28.2%）の大幅な増加となっております。

労働災害の内訳を見ますと、休業4日以上の死傷災害では、「墜落・転落」が2,461人で、117人（+5.0%）増加しており、起因物は屋根等、足場等が多くなっています。また、「はさまれ・巻き込まれ」が825人で、60人（+7.8%）増加しており、起因物は建設機械、動力運搬機（トラックなど）が多くなっています。

死亡災害では、「墜落・転落」が78人で、17人（+27.9%）増加しており、起因物は屋根等、足場、建築物等が多くなっています。また、「はさまれ・巻き込まれ」が24人で、16人（+200.0%）増加しており、起因物は建設機械や高所作業車が6割近くを占めています。

2 建設業を取り巻く環境

建設業を取り巻く環境としては、平成24年から増加に転じた建設投資額が引き続き増加基調にあり、未消化工事高が対前年比で増加していること、鉄筋工や型枠工などの建設技能労働者の需給状況がひっ迫していること等の状況にあります。また、建設工事量の増大、技能労働者や現場管理者の不足等によって人材の質の維持や現場管理に支障を来し、個々の労働災害防止措置が十分に徹底されていないのではないかとすることも懸念されていますが、これらがそのまま労働災害の増加につながることは避けなければなりません。

3 建設業における労働災害防止対策の徹底

上記の1及び2を踏まえて、災害発生、現場管理等の実態に即して「墜落・転落」及び「はさまれ・巻き込まれ」災害の防止並びに暑熱期における熱中症予防について、以下の事項を重点とした点検・対策を徹底及び会員各位への周知をお願いいたします。

- (1) 高さ2メートル以上の箇所での作業時における、足場等の作業床の設置及び墜落防止用の囲い、手すり等の設置の徹底
- (2) 作業床を設けることが困難な場合における、安全帯を安全に取り付けるための設備の設置及び安全帯（ハーネス型安全帯）の使用の徹底
- (3) はしご使用時における、上部及び脚部の固定等による転移防止措置の徹底及び昇降時の親綱又は安全ブロックの使用による安全帯（ハーネス型安全帯）の使用の徹底
- (4) 建設機械等（高所作業車などを含む。）に接触するおそれのある場所への立入禁止又は誘導者の配置による誘導の徹底
- (5) 熱中症の予防のため、暑さ指数（WBGT値）を把握し、適切な休憩時間の確保等への活用、水分・塩分の摂取や不調者がいないかの確認などの対策の徹底

平成26年8月5日

一般社団法人住宅生産団体連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部安全課長

建設業における労働災害防止対策の徹底について

平成26年8月5日付け基安安発0805第1号「労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請について」により労働災害防止に向けた取組の強化を要請したところですが、建設業に対する緊急要請内容の詳細は下記のとおりですので、取組方よろしくお願いします。

記

1 建設業における労働災害発生状況

建設業における労働災害の発生状況は、死亡災害は長期的に減少を続け、平成25年には、貴連合会をはじめとする関係各位の御尽力の結果、平成23年と並び過去最少の342人となりました。一方で、休業4日以上之死傷災害は、平成22年までは長期的に減少したものの、その後は3年連続して増加している状況にあります。

さらに、平成26年の労働災害の発生状況を見ますと、1月～6月末までの速報値では、休業4日以上之死傷災害は、6,922人と前年同期の6,653人と比較して269人（+4.0%）の増加となっており、死亡災害は、159人と前年同期の124人と比較して35人（+28.2%）の大幅な増加となっております。

労働災害の内訳を見ますと、休業4日以上之死傷災害では、「墜落・転落」が2,461人で、117人（+5.0%）増加しており、起因物は屋根等、足場等が多くなっています。また、「はさまれ・巻き込まれ」が825人で、60人（+7.8%）増加しており、起因物は建設機械、動力運搬機（トラックなど）が多くなっています。

死亡災害では、「墜落・転落」が78人で、17人（+27.9%）増加しており、起因物は屋根等、足場、建築物等が多くなっています。また、「はさまれ・巻き込まれ」が24人で、16人（+200.0%）増加しており、起因物は建設機械や高所作業車が6割近くを占めています。

2 建設業を取り巻く環境

建設業を取り巻く環境としては、平成24年から増加に転じた建設投資額が引き続き増加基調にあり、未消化工事高が対前年比で増加していること、鉄筋工や型枠工などの建設技能労働者の需給状況がひっ迫していること等の状況にあります。また、建設工事量の増大、技能労働者や現場管理者の不足等によって人材の質の維持や現場管理に支障を来し、個々の労働災害防止措置が十分に徹底されていないのではないかとすることも懸念されていますが、これらがそのまま労働災害の増加につながることは避けなければなりません。

3 建設業における労働災害防止対策の徹底

上記の1及び2を踏まえて、災害発生、現場管理等の実態に即して「墜落・転落」及び「はさまれ・巻き込まれ」災害の防止並びに暑熱期における熱中症予防について、以下の事項を重点とした点検・対策を徹底及び会員各位への周知をお願いいたします。

- (1) 高さ2メートル以上の箇所での作業時における、足場等の作業床の設置及び墜落防止用の囲い、手すり等の設置の徹底
- (2) 作業床を設けることが困難な場合における、安全帯を安全に取り付けるための設備の設置及び安全帯（ハーネス型安全帯）の使用の徹底
- (3) はしご使用時における、上部及び脚部の固定等による転移防止措置の徹底及び昇降時の親綱又は安全ブロックの使用による安全帯（ハーネス型安全帯）の使用の徹底
- (4) 建設機械等（高所作業車などを含む。）に接触するおそれのある場所への立入禁止又は誘導者の配置による誘導の徹底
- (5) 熱中症の予防のため、暑さ指数（WBGT値）を把握し、適切な休憩時間の確保等への活用、水分・塩分の摂取や不調者がいないかの確認などの対策の徹底

平成26年8月5日

一般社団法人建設産業専門団体連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

建設業における労働災害防止対策の徹底について

平成26年8月5日付け基安安発0805第1号「労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請について」により労働災害防止に向けた取組の強化を要請したところですが、建設業に対する緊急要請内容の詳細は下記のとおりですので、取組方よろしくお願いします。

記

1 建設業における労働災害発生状況

建設業における労働災害の発生状況は、死亡災害は長期的に減少を続け、平成25年には、貴連合会をはじめとする関係各位の御尽力の結果、平成23年と並び過去最少の342人となりました。一方で、休業4日以上之死傷災害は、平成22年までは長期的に減少したものの、その後は3年連続して増加している状況にあります。

さらに、平成26年の労働災害の発生状況を見ますと、1月～6月末までの速報値では、休業4日以上之死傷災害は、6,922人と前年同期の6,653人と比較して269人（+4.0%）の増加となっており、死亡災害は、159人と前年同期の124人と比較して35人（+28.2%）の大幅な増加となっております。

労働災害の内訳を見ますと、休業4日以上之死傷災害では、「墜落・転落」が2,461人で、117人（+5.0%）増加しており、起因物は屋根等、足場等が多くなっています。また、「はさまれ・巻き込まれ」が825人で、60人（+7.8%）増加しており、起因物は建設機械、動力運搬機（トラックなど）が多くなっています。

死亡災害では、「墜落・転落」が78人で、17人（+27.9%）増加しており、起因物は屋根等、足場、建築物等が多くなっています。また、「はさまれ・巻き込まれ」が24人で、16人（+200.0%）増加しており、起因物は建設機械や高所作業車が6割近くを占めています。

2 建設業を取り巻く環境

建設業を取り巻く環境としては、平成24年から増加に転じた建設投資額が引き続き増加基調にあり、未消化工事高が対前年比で増加していること、鉄筋工や型枠工などの建設技能労働者の需給状況がひっ迫していること等の状況にあります。また、建設工事量の増大、技能労働者や現場管理者の不足等によって人材の質の維持や現場管理に支障を来し、個々の労働災害防止措置が十分に徹底されていないのではないかとすることも懸念されていますが、これらがそのまま労働災害の増加につながることは避けなければなりません。

3 建設業における労働災害防止対策の徹底

上記の1及び2を踏まえて、災害発生、現場管理等の実態に即して「墜落・転落」及び「はさまれ・巻き込まれ」災害の防止並びに暑熱期における熱中症予防について、以下の事項を重点とした点検・対策を徹底及び会員各位への周知をお願いいたします。

- (1) 高さ2メートル以上の箇所での作業時における、足場等の作業床の設置及び墜落防止用の囲い、手すり等の設置の徹底
- (2) 作業床を設けることが困難な場合における、安全帯を安全に取り付けるための設備の設置及び安全帯（ハーネス型安全帯）の使用の徹底
- (3) はしご使用時における、上部及び脚部の固定等による転移防止措置の徹底及び昇降時の親綱又は安全ブロックの使用による安全帯（ハーネス型安全帯）の使用の徹底
- (4) 建設機械等（高所作業車などを含む。）に接触するおそれのある場所への立入禁止又は誘導者の配置による誘導の徹底
- (5) 熱中症の予防のため、暑さ指数（WBGT値）を把握し、適切な休憩時間の確保等への活用、水分・塩分の摂取や不調者がいないかの確認などの対策の徹底

建設労務安全研究会理事長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部安全課長

建設業における労働災害防止対策の徹底について

平成26年8月5日付け基安安発0805第1号「労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請について」が発出され、貴研究会に協力要請が行われたところですが、建設業に対する緊急要請内容の詳細は下記のとおりですので、取組方よろしくをお願いします。

記

1 建設業における労働災害発生状況

建設業における労働災害の発生状況は、死亡災害は長期的に減少を続け、平成25年には、貴研究会をはじめとする関係各位の御尽力の結果、平成23年と並び過去最少の342人となりました。一方で、休業4日以上之死傷災害は、平成22年までは長期的に減少したものの、その後は3年連続して増加している状況にあります。

さらに、平成26年の労働災害の発生状況を見ますと、1月～6月末までの速報値では、休業4日以上之死傷災害は、6,922人と前年同期の6,653人と比較して269人（+4.0%）の増加となっており、死亡災害は、159人と前年同期の124人と比較して35人（+28.2%）の大幅な増加となっております。

労働災害の内訳を見ますと、休業4日以上之死傷災害では、「墜落・転落」が2,461人で、117人（+5.0%）増加しており、起因物は屋根等、足場等が多くなっています。また、「はさまれ・巻き込まれ」が825人で、60人（+7.8%）増加しており、起因物は建設機械、動力運搬機（トラックなど）が多くなっています。

死亡災害では、「墜落・転落」が78人で、17人（+27.9%）増加しており、起因物は屋根等、足場、建築物等が多くなっています。また、「はさまれ・巻き込まれ」が24人で、16人（+200.0%）増加しており、起因物は建設機械や高所作業車が6割近くを占めています。

2 建設業を取り巻く環境

建設業を取り巻く環境としては、平成24年から増加に転じた建設投資額が引き続き増加基調にあり、未消化工事高が対前年比で増加していること、鉄筋工や型枠工などの建設技能労働者の需給状況がひっ迫していること等の状況にあります。また、建設工事量の増大、技能労働者や現場管理者の不足等によって人材の質の維持や現場管理に支障を来し、個々の労働災害防止措置が十分に徹底されていないのではないかということも懸念されていますが、これらがそのまま労働災害の増加につながることは避けなければなりません。

3 建設業における労働災害防止対策の徹底

上記の1及び2を踏まえて、災害発生、現場管理等の実態に即して「墜落・転落」及び「はさまれ・巻き込まれ」災害の防止並びに暑熱期における熱中症予防について、以下の事項を重点とした点検・対策を徹底及び会員各位への周知をお願いいたします。

- (1) 高さ2メートル以上の箇所での作業時における、足場等の作業床の設置及び墜落防止用の囲い、手すり等の設置の徹底
- (2) 作業床を設けることが困難な場合における、安全帯を安全に取り付けるための設備の設置及び安全帯（ハーネス型安全帯）の使用の徹底
- (3) はしご使用時における、上部及び脚部の固定等による転移防止措置の徹底及び昇降時の親綱又は安全ブロックの使用による安全帯（ハーネス型安全帯）の使用の徹底
- (4) 建設機械等（高所作業車などを含む。）に接触するおそれのある場所への立入禁止又は誘導者の配置による誘導の徹底
- (5) 熱中症の予防のため、暑さ指数（WBGT値）を把握し、適切な休憩時間の確保等への活用、水分・塩分の摂取や不調者がいないかの確認などの対策の徹底

平成26年8月5日

全国建設労働組合総連合中央執行委員長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

建設業における労働災害防止対策の徹底について

平成26年8月5日付け基安安発0805第1号「労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請について」が発出され、貴組合に協力要請が行われたところですが、建設業に対する緊急要請内容の詳細は下記のとおりですので、取組方よろしくをお願いします。

記

1 建設業における労働災害発生状況

建設業における労働災害の発生状況は、死亡災害は長期的に減少を続け、平成25年には、貴組合をはじめとする関係各位の御尽力の結果、平成23年と並び過去最少の342人となりました。一方で、休業4日以上の死傷災害は、平成22年までは長期的に減少したものの、その後は3年連続して増加している状況にあります。

さらに、平成26年の労働災害の発生状況を見ますと、1月～6月末までの速報値では、休業4日以上の死傷災害は、6,922人と前年同期の6,653人と比較して269人（＋4.0％）の増加となっており、死亡災害は、159人と前年同期の124人と比較して35人（＋28.2％）の大幅な増加となっております。

労働災害の内訳を見ますと、休業4日以上の死傷災害では、「墜落・転落」が2,461人で、117人（＋5.0％）増加しており、起因物は屋根等、足場等が多くなっています。また、「はさまれ・巻き込まれ」が825人で、60人（＋7.8％）増加しており、起因物は建設機械、動力運搬機（トラックなど）が多くなっています。

死亡災害では、「墜落・転落」が78人で、17人（＋27.9％）増加しており、起因物は屋根等、足場、建築物等が多くなっています。また、「はさまれ・巻き込まれ」が24人で、16人（＋200.0％）増加しており、起因物は建設機械や高所作業車が6割近くを占めています。

2 建設業を取り巻く環境

建設業を取り巻く環境としては、平成24年から増加に転じた建設投資額が引き続き増加基調にあり、未消化工事高が対前年比で増加していること、鉄筋工や型枠工などの建設技能労働者の需給状況がひっ迫していること等の状況にあります。また、建設工事量の増大、技能労働者や現場管理者の不足等によって人材の質の維持や現場管理に支障を来し、個々の労働災害防止措置が十分に徹底されていないのではないかとということも懸念されていますが、これらがそのまま労働災害の増加につながることは避けなければなりません。

3 建設業における労働災害防止対策の徹底

上記の1及び2を踏まえて、災害発生、現場管理等の実態に即して「墜落・転落」及び「はさまれ・巻き込まれ」災害の防止並びに暑熱期における熱中症予防について、以下の事項を重点とした点検・対策を徹底及び組合員各位への周知をお願いいたします。

- (1) 高さ2メートル以上の箇所での作業時における、足場等の作業床の設置及び墜落防止用の囲い、手すり等の設置の徹底
- (2) 作業床を設けることが困難な場合における、安全帯を安全に取り付けるための設備の設置及び安全帯（ハーネス型安全帯）の使用の徹底
- (3) はしご使用時における、上部及び脚部の固定等による転移防止措置の徹底及び昇降時の親綱又は安全ブロックの使用による安全帯（ハーネス型安全帯）の使用の徹底
- (4) 建設機械等（高所作業車などを含む。）に接触するおそれのある場所への立入禁止又は誘導者の配置による誘導の徹底
- (5) 熱中症の予防のため、暑さ指数（WBGT値）を把握し、適切な休憩時間の確保等への活用、水分・塩分の摂取や不調者がいないかの確認などの対策の徹底